

## ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準の改正に関する検討会 設置要綱

### (設置)

第1条 国土交通省は、ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準等に関する対応方針（2018年6月）を踏まえ、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」について充実すべき内容の検討を行うため、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成28年3月）」のうち、ホテル又は旅館に係る部分について、充実すべき内容を検討する。

### (組織)

第3条 検討会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、平成31年3月31日までとする。

### (座長)

第4条 検討会に座長を1名置き、座長は、東洋大学ライフデザイン学部の高橋儀平教授をもって充てる。

2 座長は会務を総理し、検討会を代表する。

### (検討会)

第5条 検討会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (議事の公開)

第6条 検討会は公開するものとし、その議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したもののその他座長が公開することが適当でないと認めたものは公開しないものとする。

### (事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局建築指導課、(株)市浦ハウジング&プランニング及び(一財)国土技術研究センターに置く。

2 検討会の庶務は、(一財)国土技術研究センターが行う。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

別紙 (略)